



税関知的財産セミナー開催(札幌会場)

～知的財産侵害物品にかかる差止申立手続の基礎知識～

税関では、一日平均 2,400 点以上の知的財産侵害物品の輸入を差し止めています。水際における知的財産侵害物品の取締りのためには、権利者の皆様からの侵害物品についての情報提供が極めて有効です。

今回のセミナーは、主に、これまで輸入差止申立制度をご利用いただいたことのない権利者の方々を対象に開催いたしますので、皆様、是非ご参加下さい。

日時：**平成27年5月27日(水)**
14:00～16:00(受付 13:30～)

場所：札幌第2合同庁舎8階 共用会議室

対象：知的財産権利者、弁理士、弁護士等(定員40名)

参加費無料
<予約制>

定員になり次第、
締切となります。

第1部 税関説明会

- 税関における知的財産侵害物品取締りの有効性及び権利者の協力の重要性
- 輸入差止申立て手続及び認定手続にかかる基礎知識

第2部 輸入差止申立者(権利者)講演会

キヤノンの模倣品対策

キヤノン株式会社

知的財産法務本部 模倣品対策課 村田大輔 様

【相談コーナー】16:00～ 会場に相談コーナーを設け、皆様のご質問にお答えします。

《お申込み方法》

申込フォームにご入力の上、下記メールアドレスあて送信して下さい。【締切日:5月22日(金)】

[申込フォームはこちら](#)

申込専用メールアドレス
hkd-gyomu-chizai@customs.go.jp

※ 本メールアドレスは申込専用です。お問合せはお電話にてお願いいたします。

※ 申込受付後、確認メールを送信いたします。確認メールが届かない場合は、申し訳ございませんが、下記お問合せ先までご連絡ください。なお、定員になりましたらその旨ご連絡いたします。

《お問合せ先》 函館税関業務部知的財産調査官 Tel: 0138-40-4254



「税関知的財産セミナー」って??

税関の知財取締制度を分かりやすくご説明します！

- ◇ 税関手続(差止申立て手続、認定手続)とはどのようなものか
- ◇ 権利者や代理人はどのように手続きをすればよいのか
- ◇ 差止申立てをするとどのような効果があるのか など

権利者の方に講演をお願いしています！

実際に差止申立てを行っている権利者の方から、制度を利用した体験談や知的財産侵害物品対策などをご紹介します。

このような方の参加をお待ちしています！

- ◇ 海外から流入する知的財産侵害物品にお困りの方
- ◇ 企業の法務・知的財産担当部署の方
- ◇ 税関分野における代理業務をお考えの弁理士や弁護士の方 など

札幌第2合同庁舎
8階 共用会議室

住所 札幌市中央区大通西10

地下鉄東西線「西11丁目駅」下車、徒歩3分



※ **ご来場の際は、公共の交通機関をご利用ください。**

税関マスコットキャラクター

「カスタム君」

皆様の参加をお待ちしています！